

指宿広域市町村圏組合会計年任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する  
条例施行規則

(令和2年指宿広域市町村圏組合規則第6号)

(趣旨)

第1条 この規則は，指宿広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿広域市町村圏組合条例第2号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用規定)

第2条 会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償については，指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則（令和2年指宿市規則第11号）を準用する。

(読替規程)

第3条 前条の規定に基づき，指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例施行規則を準用する場合においては，同規則の規定中，次の表の左欄に掲げる字句は，それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

左 欄	右 欄
指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿市条例第23号。以下「条例」という。）	指宿広域市町村圏組合会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿広域市町村圏組合条例第2号）第2条の規定により準用する指宿市会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年指宿市条例第23号。以下「条例」という。）
市長	管理者
指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号）	指宿広域市町村圏組合職員の給与に関する条例（昭和47年指宿広域市町村

	圏組合条例第1号)第3条の規定により準用する指宿市職員の給与に関する条例（平成18年指宿市条例第46号）
--	--

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。